

## 特定実験試験局に使用可能な周波数等（信越総合通信局管内分）

平成21年5月22日 総務省告示第292号より抜粋

使用可能期間	使用可能地域	使用可能周波数範囲(注)	等価等方 輻射電力	備 考
平成21年7月1日から 平成25年6月30日まで	信越総合通信局管内 (北海道、北陸、四国、九州総合通信局管内 でも使用可能)	27GHzから27.1GHzまで	1W以下	
平成21年7月1日から 平成26年6月30日まで	信越総合通信局管内	147.82MHzから147.86MHzまで	10W以下	
	信越総合通信局管内 (北陸、近畿、九州総合通信局管内でも使用 可能)	428MHzから428.4MHzまで	5W以下	陸上使用に限る。
	信越総合通信局管内	450.175MHzから450.2375MHzま で	5W以下	陸上使用に限る。
	信越総合通信局管内	958.5MHzから960MHzまで	0.5W以下	陸上使用に限る。
	信越総合通信局管内 (北陸総合通信局管内でも使用可能)	5.1GHzから5.12GHzまで	1W以下	
	信越総合通信局管内	12.8GHzから12.9GHzまで	1W以下	
	信越総合通信局管内 (関東総合通信局管内でも使用可能)	17.1GHzから17.25GHzまで	1W以下	
	信越総合通信局管内 (関東総合通信局管内でも使用可能)	19.7GHzから19.75GHzまで	1W以下	
	信越総合通信局管内 (関東総合通信局管内でも使用可能)	21.45GHzから21.5GHzまで	1W以下	
	信越総合通信局管内 (関東総合通信局管内でも使用可能)	21.7GHzから22GHzまで	1W以下	
	信越総合通信局管内	38.06GHzから38.12GHzまで 及び 39.06GHzから39.12GHzまで	0.1W以下	二周波方式の場合 はこの組合せに限 る。
	信越総合通信局管内	44.1GHzから44.8GHzまで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内 (関東総合通信局管内でも使用可能)	45.625GHzから46.125GHzまで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内 (関東総合通信局管内でも使用可能)	48.4GHzから48.7GHzまで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内 (関東総合通信局管内でも使用可能)	49.3GHzから49.8GHzまで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	51.35GHzから52.35GHzまで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	66GHzから67GHzまで	0.1W以下	
信越総合通信局管内 (関東総合通信局管内でも使用可能)	78GHzから79GHzまで	0.1W以下		

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該使用可能周波数範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれの等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

太枠の部分の周波数については、今回新たに追加された周波数である。

詳しくは、信越総合通信局のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>）内「電波利用の推進」をご覧ください。